

人手不足に悩む事業所の皆様

【「外国人材」の活用がますます重要に！】

日本全国の様々な産業分野において、少子高齢化に伴う生産年齢人口の急速な減少によって社会の担い手の不足が課題になっています。そのような中、外国人材の活用は重要な選択肢の一つとなっています。

1. 外国人雇用について

就労系在留資格は働くことを目的とした在留資格を持つ外国人で、目的に合致した就労が可能です。

①技能実習、②特定技能、①の後継である③育成就労の制度があります。受け入れ企業と外国人従業員のどちらも法律違反にならないように確認・注意しましょう。

①〈在留資格「技能実習」〉

「技能実習」は、国際協力や国際貢献のための「人づくり」を目的とした制度で、人手不足を補う制度ではありません。技能実習制度を活用し、人材を受け入れる場合は、実習生ごとの実習計画を作成、認定を受ける必要があります。また、受け入れる方式には、企業単独型と団体監理型の2つのタイプがあり、受け入れ方式ごとに技能を習得する活動が異なります。



詳細はこちら

②〈在留資格「特定技能」〉

「特定技能制度」は人手不足への対応を目的としてできた在留資格です。生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材確保が困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築するため、2019年4月に創設されました。

「特定技能」には、2種類の在留資格があります。特定技能1号は、相当程度の知識または経験が必要とする業務に従事する外国人を対象としており、2025年4月時点で16分野が受け入れ対象となっています。特定技能2号は、より熟練した技能を必要とする業務が対象で、現時点で11分野が受け入れ対象となっています。



詳細はこちら

〈「受け入れ分野」〉

在留資格	受け入れ対象分野
特定1号（16分野）	①介護 ②ビルクリーニング ③工業製品製造業 ④建設 ⑤造船・船用工業
特定2号（11分野）	⑥自動車整備 ⑦航空 ⑧宿泊 ⑨自動車運送業 ⑩鉄道 ⑪農業 ⑫漁業
※2号は下線の業種	⑬飲食料品製造業 ⑭外食業 ⑮林業 ⑯木材産業

③〈今後は「技能実習制度」から「育成就労制度」へ代わる流れ〉

育成就労制度は、現行の技能実習制度に代わる新たな外国人材受け入れ制度として、2024年6月に関連法が成立し、2027年の施行が予定されています。この制度は、外国人労働者の人材育成と日本国内の人材確保を目的としています。



詳細はこちら

※〈新潟県外国人材受け入れ支援について〉

新潟県雇用能力開発課では外国人材受入れや若手社員の職場定着に関する支援を行っています。
◎右記QR：外国人材受入れ・若手社員の職場定着に向けた補助事業紹介（県雇用能力開発課）



詳細はこちら

【外国人雇用以外の人材不足対策】

1. 〈マッチングプラットフォームの活用について〉

①マッチボックス

「誰でも、気軽に、自分に合った働き方ができる」という新しいまちの在り方を目指して新潟市がスタートした、1日単位から働けるサービスです。2024年8月にオープンし、事業者は求人情報をスマートフォンやPCから簡単に登録・閲覧が可能です。求職者は、リアルタイムで更新される求人情報をチェックし、自分のスケジュールに合わせて働くことができます。



詳細はこちら

②Timee（タイミー）

タイミーでは、簡易的な作業からスキルを要する作業まで、難易度問わず募集が可能です。働きにきたワーカーを長期採用することが可能です。初期費用・掲載費用を掛けずに始められ、料金はワーカーが実際に稼働した分だけ発生するため、無駄なコストをかけずに人手を集めることができます。

2. 〈「省力化投資促進補助金」の活用について〉

令和7年から、人手不足に悩む中小企業等の省力化投資を後押しする補助金「中小企業省力化投資補助金」が大きく変わりました。製品カタログに登録された省力化製品を選ぶ「カタログ注文型」については、販売店の登録要件が緩和されました。また、オーダーメイド（セミオーダーメイド）で省力化設備を導入できる「一般型」が新設され、中小企業等の方がより活用しやすくなりました。人手不足対策、生産性向上や売上向上にご活用ください。



詳細はこちら